欧米におけるEコマースに係る垂直的制限行為についての主な判決・決定等

1. 欧州(措置等を採ったもの)

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Yamahaに対する	再販売価格の維	·Yamahaは,欧州において選択的流通システムの下ピアノ等
	件(2003年)	持を容易にする	の楽器の製造販売を行っており,欧州各国におけるYamaha
		行為 (MAP)	子会社は、認定流通業者との間で選択的流通システムに係
	欧州委員会	オンライン販売	る協定を締結して商品の販売を行っていた。当該協定には、
		に関連する再販	国内Yamaha子会社から仕入れた商品の再販売価格又は最低
		売価格維持行為	再販売価格について以下のような制限条項が含まれてい
			<i>t</i> =.
			<オランダ>
			流通業者は店舗内又は外部に向けた価格について、価格は、
			格リストに掲載された推奨価格を用いなければならな
			い 認定流通業者に宛てたレターによると, リベートの支
			総定派通業有に死てたレダーによると、サベートの文目 給条件として、広告に掲載する価格が価格リストの価格
			おおれること、 広日に掲載する画情が画情が入りの画情でから 15%以上の割引価格を示さない
			(イタリア)
			ー
			いかなる形でも当該価格と異なる価格を公表した場合に
			は、全てのリベートが取り消される
			認定流通業者は自由に価格を設定できるが、Yamahaの
			承認なしに広告物や価格リストを複製しない。違反した
			場合には、Yamahaは重い制裁を課し得る
			<オーストリア >
			特定の楽器につき、他の流通業者への再販売価格を定
			めた
			・欧州委員会は当該協定が欧州機能条約81条 (現101条) に違
			反する旨の決定を行い、Yamahaに対して256万ユーロの制裁
			金を課した。
2	CIBA Vision (オンライン販売	・コンタクトレンズメーカーであるCIBA Visionは,特定の種
	対する件 (2009	の禁止	類のコンタクトレンズについて、小売業者との間でインタ
	年)	オンライン販売	ーネットやe-bayを通じて販売することを禁止する内容を
		に関連する再販	盛り込んだ協定を締結していたほか、インターネットにお
	ドイツ連邦カル	売価格維持行為	ける同社のコンタクトレンズの販売価格を監視し、小売業
	テル庁		者が、CIBA Visionが設定する推奨価格よりも安く同社の商
			品を販売していた場合に、同社のスタッフが当該小売業者
			に接触し、小売価格を引き上げるように誘導していた。
			・連邦カルテル庁は、当該行為をドイツ競争法違反であると
	0 1 1=41 1:=		して1100万ユーロの罰金を課した。
3	Garminに対する	オンライン販売	・ポータブルナビゲーション機器を製造販売するGarminは、
	件(2010年)	に関連する再販	推奨小売価格を設定し、当該価格で販売した小売業者には
	^ / ハハキ +# L	売価格維持行為	報奨金を与え、当該価格を下回ってオンライン販売した場
	ドイツ連邦カル		合には、より高い仕入れ価格を同社に支払うこととしてい
	テル庁		た。推奨小売価格を下回る価格で販売した小売事業者であ
			っても、販売価格を当該価格まで高めることによって、当
			該販売について遡って補償が与えられることとなってい
			た。 ・連邦カルテル庁は、坐該行為が再販売価格維持に坐たると
			・連邦カルテル庁は,当該行為が再販売価格維持に当たると

No.	事件名等	行為類型等	概要
			して250万ユーロの罰金を課した。
4	Pierre Fabre Dermo- Cosmetiques に対する件 (2011年) フランス競争委員会 欧州司法裁判所	オンライン販売の禁止	・化粧品を製造販売するPierre Fabre Dermo-Cosmetiques (Pierre Fabre)は、同社の商品の販売に当たり選択的流通システムを用いていた。同システムにおいて、認定小売業者には実店舗での薬剤師による販売が義務付けられており、これにより事実上、小売業者はインターネットによる販売を禁止されていた。 ・フランス競争当局は、当該行為がフランス競争法及びEU競争法に違反するとして、排除措置命令及び制裁金支払い命令を行った。 ・Pierre Fabreが当該措置の取消しを求めてパリ控訴院に提訴したところ、パリ控訴院は本件制限が目的において競争を制限するハードコア制限(欧州機能条約101条第1項)に該当するか等の論点について、欧州司法裁判所に先例判決を求めて照会した。 ・欧州司法裁判所は、本件選択的流通はその目的において競争を制限し、垂直協定に関する一括適用免除規則は適用されないと判断した。
5	Bang & Olufsen に対する件 (2012年) フランス競争委 員会 パリ控訴院	オンライン販売の禁止	・音響機器を製造販売するBang & Olufsenは、その選択的流通システムにおいて、認定流通業者は事実上同社の商品をインターネット販売できないこととしていた。 ・フランス競争委員会は、当該制限によって流通業者間の競争が弱められ、欧州競争法及びフランス競争法に違反するとして、90万ユーロの罰金を課すとともに、選択的流通制度に係る流通業者との契約内容に関し、流通業者がインターネット販売を行うことが可能であることを明確にするように修正する旨の命令を行った。 ・Bang & Olufsenがパリ控訴院に控訴したところ、同裁判所は競争委員会の決定を認容した。ただし、罰金については、競争委員会の決定時、インターネット販売を禁止する制限に関する法律・判例上の扱いがはっきりしていなかったことを考慮し、Pierre Fabre判決が出された2011年以降の期間を対象に罰金の計算が行われ、90万ユーロから1万ユーロに減額する旨の判決を下した。
6	Pride Mobility Products Ltd. 及びRoma Medical Aids Limited.に対する件 (2014年) 英国競争市場庁	オンライン販売 の制限 再販売価格の維 持を容易にする 行為(MAP)	・電動車椅子を製造販売するPride Mobility Products Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについて推奨小売価格以下の価格をインターネット上で表示することを禁止する旨の協定を締結していた。 ・同じく電動車椅子を製造販売するRoma Medical Aids Ltd. は、小売業者との間で、特定のシニアカーについてインターネット販売及びインターネットでの価格表示を禁止する旨の協定を締結していた。 ・競争市場庁は、当該協定が英国におけるシニアカーの競争を阻害、制限又は歪曲させる目的を有するものであるとして、上記2社及び関連するインターネット専業小売業者に対して英国競争法違反の決定を下した。
7	United Navigation に 対する件(2015	オンライン販売 に関連する再販 売価格維持行為	・ポータブルナビゲーション機器を製造販売するUnited Navigationは、複数の小売業者との間で、特定の小売販売 価格を下回って販売しない旨の合意をし、同社はインター

No.	事件名等	行為類型等	概要
	年)		ネット販売価格を監視して、小売業者が特定の水準を下回
			って販売している場合には当該価格を維持するように要求
	ドイツ連邦カル		していた。ほとんどの小売業者は、同社から要求があった
	テル庁		場合には価格を引き上げていたほか、供給拒絶や不正な商
			標権の利用を理由とした訴訟リスク,又はリベートの支給
			によって再販売価格維持の実効性が確保されていた。
			・連邦カルテル庁は、本件行為を再販売価格維持に当たると
			して、30万ユーロの罰金を課した。
8	HRS に対する件	オンラインに関	・オンラインホテル予約サイトを運営するHotel
	(2015年)	する MFN (APPA)	Reservation Service (HRS)が、ホテルとの間で、ホテルが
		条項	HRSのサイトに掲載するに当たり最も有利な条件を提示す
	デュッセルドル		る旨の契約を締結していた。
	フ高等裁判所		・ドイツ連邦カルテル庁は、かかる行為は競争制限的であり、
			また、HRSのオンラインホテル予約サイト市場におけるシェースが2000とたり日本のインステレカミーが第四条際規則の対
			アが30%を上回っていることから、一括適用免除規則の対
9	Pooking Com!-	オンラインに関	象にはならないとして,違法とした。 ・オンラインホテル予約サイトを運営するBooking. comが,
٩		するMFN (APPA)	・オンフィンホテルア制サイトを連呂するBOOKING. collin, ホテルとの間で、ホテルがBooking. comのサイトに掲載す
	対する件(2013年)	9 るMIN (AFFA) 条項	ステルとの間で、ボテルがbooking. collidのサイドに掲載するに当たり、ホテルの宿泊料のほか、予約可能部屋数・キー
	+)	木供	マンセル料等の条件について最も有利な条件を掲載しなけ
	ドイツ連邦カル		ればならない旨の契約を締結していた。
	テル庁		・ドイツ連邦カルテル庁が異議告知書を送付し正式な審査を
	, , , , , ,		行ったところ、同社は修正案(同社サイトに掲載する条件)
			は、ホテル自身のサイトにおける掲載価格のみよりも安く
			しなければならないといった内容)を連邦カルテル庁に提
			示した。カルテル庁は、当該修正案では競争上の懸念を払
			拭するには十分ではないとして、完全に当該条項を契約内
			容から削除する旨の命令を発した。Booking. comは, これ
			を不服として提訴している。
			・Booking. comについては,英国やフランス等,欧州各国の
			競争当局が、それぞれの国において同様の行為を行ってい
			た件について確約手続を行い、審査を終了している。

2. 欧州 (確約等)

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Amazonに対する	オンラインに関	・インターネット販売及びインターネット販売プラットフォ
'	件(2013年)	オングインに関 するMFN (APPA)	ーム事業を行うAmazonは、同社のマーケットプレイスに出
	(2010)	条項	店する小売業者に対して、当該小売業者が、楽天やeーbay
	ドイツ連邦カル	木 块	などの他のオンライン販売プラットフォームにおいて販売
	テル庁		する際に、Amazonマーケットプレイスにおける販売価格よ
	7 7011		りも安い価格で販売することを禁止していた。
			・連邦カルテル庁は、Amazon以外のプラットフォームにおい
			て小売業者が消費者に訴求的な価格を設定できなくなり
			Amazonが小売業者に対しより高い手数料を請求するおそれ
			が生じ、結果として小売業者の販売価格が上昇するとして
			調査を行ったが、Amazonは2013年に当該行為を取りやめる
			旨宣言し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
2	GARDENA に対す	再販売価格の維	・園芸用品の製造販売を行うGARDENA社は、実店舗において同
4	GANDLINATE A 9 る件(2013年)	持を容易にする	社製品を販売する小売業者とインターネット販売を行う小
	Ø (₹ (2010 4)	行為(差別対価)	- 元装品を販売するが光米省とインス ポッド販売を行うが - 売業者とで、仕入価格に差をつけており、実店舗のみで販
	ドイツ連邦カル	11何(左办对画/	売する小売業者は最大幅の値引きを受けることができた。
	トトリク産ポカル		・連邦カルテル庁が調査を開始したところ、GARDENAによる当
	7 701]		該行為は、違法な二重価格システムに当たるとの見解を示し
			したところ、同社は、インターネット販売小売業者と実店
			舗小売業者とで、同じ値引き制度を適用する旨の確約を行
			い、連邦カルテル庁は調査を終了した。
3	Bosch Siemens	再販売価格の維	・家電製品の製造販売を行うBosch Siemens Hausgeräteは,
"	Hausgeräte (持を容易にする	2013年1月に、取引先小売業者に対して、販売実績に応じ
	対する件 (2013	行為(差別対価)	たリベートシステムを導入した。同システムでは、インタ
	年)	13 4119 (272)3343 [104]	ーネットによる販売量が多いほど、小売業者が受け取るリ
	1 /		ベートは少なくなるというもので、実店舗による販売とイ
	ドイツ連邦カル		ンターネット販売の両方を行う小売業者に不利になってい
	テル庁		te.
			・連邦カルテル庁は,同社が採用したリベートシステムは,
			二重価格を用いた反競争的なものであるという見解を示し
			た。その後同社は、実店舗販売とインターネット販売に係
			るリベートを区別することを止め、同じリベートを支払う
			こととした旨,連邦カルテル庁に通知し,連邦カルテル庁
			は調査を終了した。
4	Dornbracht 対	再販売価格の維	・浴室用品を製造販売するDornbrachtは、「オンライン・マー
	Reuter	持を容易にする	ケティングへの対応」及び「スペシャリストによる販売の
	(2014年)	行為(差別対価)	強化」と称する取組みの一環として、卸売業者に対するリ
			ベート制度を変更し,特定の質的基準を満たす小売業者に
	ドイツ連邦カル		販売した場合には追加的なリベートを支給することとし
	テル庁		た。当該基準は,消費者へのコンサルティングや,商品の
			展示,アフターケアなど,実店舗を有する小売業者に販売
			した場合にのみ満たされるようなものであった。その結果、
			インターネット販売業者は,基準を満たす実店舗小売業者
			よりも高い価格で商品を仕入れることとなった。
			・当該行為について連邦カルテル庁が調査を開始したとこ
			ろ,同社は卸売業者との契約内容を修正し,連邦カルテル
			庁は調査を終了した。
5	Verivox に対す	オンラインに関	・電力価格比較サイトを運営し、電力に関するデータの提供

A) や料金最適化に係るサービスの提供も行っているVerivox
は、電力供給会社との間で、ベストプライス条項(MFN)を
定めていた。
・連邦カルテル庁が調査を開始したところ、同社は当該条項
を削除し、連邦カルテル庁は調査を終了した。
売 ・ランニングシューズ市場大手のASICSが、同社商品の販売に 当たり厳格な質的基準をクリアした小売店のみ取り扱うこ
当たり厳格な質的基準をグリアした小元店のみ取り扱うこ とができるという選択的流通システムを用いていたとこ
ろ、小売店との間で締結した契約条項に、小売店がそのイ
ンターネット販売に当たって価格比較機能を導入すること
や、第三者のサイトに小売店のリンクを掲載する際に同サ
イトにアシックスの名前を使わないこと、(特に、検索サイ
トにおいて同社の名前で検索した際に、同時に小売業者の
サイトが検索結果として表示されること)を禁止する条項
を盛り込んでいた。
・ASICSが当該条項を契約から削除したことで、連邦カルテル
庁は審査を終了した。
・なお、AdidasもASICSと同様に選択的流通システムを採用してインターネット販売の禁止や第
こ、認定が完業者に対してインダーネット販売の禁止や第一三者のサイトに同社名を使用させない制限を課していたと
ころ、同社は2014年に、小売業者との契約から当該条項を
削除したとして、連邦カルテル庁は審査を終了している。
売 ・Adidasは自社製品について選択的流通制を採っており、選
択的流通協定の内容として、認可小売業者が同社製品をオ
ンラインマーケットプレイス上で販売することを禁止して
いた。
・フランス競争委員会は2012年にEコマースについての声明
を出しており、製造業者がEコマースの発展を抑制するよ
うな契約条件は正当化されず、いかなる場合でも流通業者 のオンライン販売を禁じることはできないとの見解を示し
ていた。フランス競争委員会は本件行為につき審査を開始
したが、Adidasが当該条項を削除したため、審査を終了し
た。
維 ・浴室用品メーカーのUltra Finishing Limited及び冷蔵庫
る メーカーのFoster Refrigeratorは、小売業者が同社らの製
品をインターネット販売する際の最低表示価格(MAP)を設
定していた。
・競争市場庁は、同社らは小売業者が当該価格を下回る価格
でインターネット販売を行うことを制限しており、再販売
価格維持であり競争法違反だとして異議告知書を送付し た。2016年5月、両社とも確約により終結した。
維 ・玩具メーカーLEGOは、オンライン販売と実店舗とで割引に
は、「現実が一分一にdota, オンプイン級死と実活論とで割引に る」 差を設けていた。オンライン販売業者は棚の数量などの基
る) 準を満たすことができず、高い割引率を適用されなかった。
・2016年7月, LEGOが契約条件の変更を申し出たことにより,
連邦カルテル庁は審査を終了した。

3. 米国

No.	事件名等	行為類型等	概要
1	Worldhomecente	再販売価格の維	・ホーム用品をインターネット販売するWorldhomecenter.
	r Com., Inc 対	持を容易にする	com(WHC) 社は,照明器具や家具を製造販売するQuoizel社
	Quiozel, Inc	行為 (MAP)	の商品について,同社からの直販又は認定ディーラー・独
	No. 651444/2010		立系ディーラーを通じて仕入れていた。WHC社は、インター
	(N. Y. Sup.		ネット販売によりその運営に係る維持費や諸経費が低いこ
	Ct. Oct. 25,		とから,実店舗小売業者よりも安くQuiozel社の商品を販売
	2011)		することが可能であった。
			・2007年後半に、Quiozel社は、インターネット最低広告価格
	(ニューヨーク		ポリシー(IMAP)を策定し,インターネット販売小売業者
	州最高裁判所)		がIMAPを下回る価格の表示やかかる価格での販売を禁止し
			た。小売業者が当該ポリシーに違反した場合には,小売業
			者はQuiozel社の商品を販売することができなくなる旨定
			めており,同社はWHC社がIMAPを遵守しなかったため,WHC
			社に対する商品の出荷・受注を拒否した。
			・WHC社は、Quoizel社の制限がニューヨーク州反トラスト法
			(NYGBL第340条) 等に違反するとして,補償及び差止め
			を求めて提訴し、Quoizel社は当該提訴に関して却下を申し
			立てた。
			・裁判所は,2007年のLeegin事件最高裁判決が当然違法の原
			則が用いられる場合として「常に又は殆ど常に,一見して,
			競争を制限し、生産性を損なうような慣行」に限定し、ま
			た、同判決が再販売価格維持行為は、状況によっては競争
			促進効果と反競争的効果の両方を生じ得る旨示したことを
			引用し、ニューヨーク州裁判所も、WHC社の主張について、
			同社が主張する当然違法の原則ではなく、合理の原則によ
			り検討しなければならないとした。その上で、本件行為に
			ついて合理の原則で判断するためのWHC社による事実の収
			集が十分ではないとし、Quiozel社の却下申立てを認めた。
2	Appleに対する	オンラインに関	・電子書籍市場への参入を検討していたAppleは、当該出版社
	件(2012年)	する MFN (APPA)	5社との間で、電子書籍の小売価格を引き上げるため、「出
	**********	条項	版社が小売価格を決定する」、「Appleの小売価格を市場で最
	米国司法省,米		も安い小売価格に合わせることの保証(最恵国待遇条項)」
	国連邦最高裁判	のは価格を引き	等といった内容を盛り込んだ代理店モデル(メーカーとプ
	所	上げる共同行為	ラットフォーム事業者の間での代理店契約であってメーカ
		である。)	ーが小売価格を決定するモデル) の契約を締結した。
			・司法省は2012年、Appleと出版社5社の電子書籍の小売価格
			を共同して引き上げる行為がシャーマン法第1条に違反す
			るとして民事提訴した。
			・Apple以外の被告5社は和解した。Appleについては第1審
			においてシャーマン法第1条違反が認定され、控訴審(第) 2巡回区連邦裁判所)も第1審を支持した。裁判所は,Apple
			と出版社5社が共謀して電子書籍の小売価格競争を制限 し、電子書籍の小売価格を引き上げたとして、水平の価格
			し、電子書籍の小売価格を引き上げたとして、小平の価格 カルテルを認定し、当然違法の原則によりシャーマン法1
			カルテルを認定し、自然選送の原則によりシャーマン法「 条違反と判断した。2016年、米国連邦最高裁判所はAppleに
			宋達及と判断した。2010年,未国連邦最高裁判所はAppreiことよる上告の申立てを却下した。
			・なお、本件では、Appleの代理店モデル契約やその中の最恵
			「は、Appreの代達店モデル契約やその中の最悪」 国待遇条項そのものは違法とされたわけではない。
<u></u>			当付週末頃てのものは遅広とされたわりではない。

No.	事件名等	行為類型等	概要
3	Costco	再販売価格維持	・会員制倉庫型小売店を運営するCostco Wholesale Corp.
	Wholesale	行為	(Costco) は、コンタクトレンズを製造販売するJohnson &
	Corp. 対		Johnson Vision Care, Inc. (JJVC) に対し,JJVCの設定し
	Johnson &		た価格を下回る価格で広告・販売する流通業者にはコンタ
	Johnson Vision		クトレンズの供給を停止するという価格ポリシーが垂直的
	Care, Inc.		な価格協定でありシャーマン法第1条に違反するとして提
	(2015年)		訴した。
			・裁判所は、本件価格ポリシーがコンタクトレンズの価格競
	フロリダ中央区		争を阻害し競争を不当に制限するものとして,Costcoの主
	連邦地方裁判所		張を認めた。